主 文

本件上告を棄却する

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、 弁護人山本耕幹の上告趣意一ないし三は、憲法三七条違反をいう点もあるが、実質 はすべて単なる法令違反の主張であり、同四は、量刑不当の主張であつて、以上い ずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、被告人には、その素質およ び生育歴において同情すべき点もあるが、本件犯行は、被告人が遊興費等を入手す るため、二回にわたり周到な準備のもとにいわゆる金庫破りを行ない、うち一回は 熟睡中で全く無抵抗の宿直員(当時二〇オ)の頸部を所携の鉈でたたき切つて殺害 したのち金庫室扉の切断にとりかかつたもので、その殺害の方法にみられる被告人 の残虐性およびその結果並びに社会的影響の重大性、さらには被告人に相当数の窃 盗事犯がある点等を考えると、被告人の責任はまことに重いものといわなければな らない。原判決が、これら諸般の事情を慎重に考慮して、被告人を死刑に処したの は、やむをえないものというべきである。)。

また、記録を調べても、同法四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の 意見で、主文のとおり判決する。

検察官古川健次郎 公判出席

昭和四八年三月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	小	Ш	信	玄隹